

質 疑 回 答 書

令和7年5月29日

市川市中高生の居場所づくり事業業務委託に係る質疑に対する回答は以下のとおりとなります。

No	項目	質疑事項	回答
1	第4号様式	「類する事業の実績」には、市川市以外における業務受託も含まれますか。また、業務委託以外の事業実績、例えば子ども食堂の運営実績などは本書における「実績」とみなされますか。	「類する事業の実績」には、市川市以外における業務受託も含まれます。また、業務委託以外の事業についても同様に含まれます。
2	第5号様式	「区分」について、「業務従事者」「学習会講師」の兼務を想定していますが可能でしょうか。また、その際の記載方法をご教示ください。	「業務従事者」と「学習会講師」の兼務は可能です。 区分の欄には「業務従事者」としたうえで、「特記事項」の欄に兼務のことを記載してください。
3	仕様書 5（2）①、 ②	「イベント」ならびに「学習支援」の開催は、普段の開設と同日・同時間帯で実施してもよいでしょうか。その際、「イベント」「学習支援」の開催を以って開設としてもよいでしょうか。 （例：毎月第3水曜日を学習支援の日とし、それを以って開催日としてカウントする）	「イベント」ならびに「学習支援」の開催は、普段の開設と同日・同時間帯での実施で問題ございません。
4	仕様書 5（3）	開所時間中の業務責任者の「配置」とは、必ず会場にいる必要があるという理解でよろしいでしょうか。業務責任者が体調不良等により欠勤となった場合の対応はどのように想定されているでしょうか。	業務責任者は開所時間中、会場で従事している必要があります。 業務責任者が体調不良等により欠勤となった場合には、上記の例外となりますが、代わりの方を配置する必要があります。 対応方法については、ご提案いただくことになっております。（企画提案書 No. 17）
5	仕様書 5（3）	業務責任者の要件として「中高生世代の育成に関わる業務について5年以上の実務経験」とありますが、この「業務」とは具体的にどういったものであれば認められますか。	「中高生世代の育成に関わる業務」は、教師、塾講師、スクールカウンセラー、児童指導員やスポーツ指導者等、多岐にわたると考えております。 疑義が生じる内容があれば、事前にお問い合わせください。

6	仕様書 5 (3)	実施にあたり、ボランティアが運営スタッフとして活動に参加することは認められますか。またその場合、第5号様式の「業務従事者」とすることは可能ですか。	当該業務の実施においては、開所時間中、業務責任者と業務従事者1名以上を配置することとしております。 ボランティアが運営スタッフとして活動に参加することは認められますが、ボランティアスタッフを「業務従事者」とすることはできません。
7	仕様書 4	契約締結ならびに委託期間は7月21日からとなっておりますが、21日から開室ということであればそれ以前から開室に向けた準備期間が必要かと存じます。こちらは、例えば結果通知日より行うことは可能でしょうか。またその際、準備に係る諸経費を委託費より捻出することは可能でしょうか。	開設に向けた準備について、基本的には結果通知日より開所準備を行っていただくことは可能です。準備の内容によっては、親子つどいの広場の運営事業者や市川市との調整後に行っていただく場合もあります。 また、当該業務の準備に係る諸経費は委託費より捻出いただくことも可能ですが、委託費の支払い時期は、7月21日より後になります。（支払回数及び支払時期については、契約時に協議するものです。ただし、1回あたりの支払金額は、契約金額を契約月数で除した月額に各支払時期の実績月数を乗じた金額とします。） 契約締結ならびに委託開始日は、開設初日に設定することも考えられます。
8	その他	施設の設備について、中高生含め、給湯室を使用することはできますか。	中高生含め、給湯室を使用することは可能ですが、中高生が使用する場合、従事者に許可を得てから使用するようになしてください。